

**Subject:** Re: 倫理綱領についての件  
**From:** 佐賀県土地家屋調査士会 <sagaty@po.bunbun.ne.jp>  
**Date:** 2012/02/13 12:58  
**To:** 原田信介 <touki@siren.ocn.ne.jp>

原田信介会員様

倫理綱領について

会員手帳の最初に記載の倫理綱領は、昭和62年の第43回日調連定時総会で決議されたものです。

原田会員が第2の倫理綱領と書いているのは、日調連の倫理規程に記載されている文章ですが、「綱領」の意味は要点や指針をまとめたものを指し、倫理規程の綱領を書いたものです。

以上、日調連に確認しましたので、ご回答致します。

---

佐賀県土地家屋調査士会  
〒840-0041  
佐賀市城内二丁目11番10-1号  
TEL : 0952-24-6356  
FAX : 0952-24-6349  
Eメール : [sagaty@po.bunbun.ne.jp](mailto:sagaty@po.bunbun.ne.jp)

---

----- Original Message ----- From: "原田信介" <[touki@siren.ocn.ne.jp](mailto:touki@siren.ocn.ne.jp)>  
To: "佐賀県土地家屋調査士会" <[sagaty@po.bunbun.ne.jp](mailto:sagaty@po.bunbun.ne.jp)>  
Sent: Tuesday, February 07, 2012 8:45 AM  
Subject: 倫理綱領についての件

佐賀県土地家屋調査士会 会長様

土地家屋調査士倫理綱領は2種類あるのですか。？

第1の倫理綱領を改正して第2の倫理綱領を新設したのでは。？

これで、国民の信頼を得られるものと思っておられるのでは。？

ぜひ、ご回答をお願いします。

\*\*\*\*\*  
お世話になっております。  
原田登記測量事務所の原田です。  
(土地家屋調査士 原田事務所)  
事務所：佐賀市本庄町大字本庄18番地2  
電話：0952-25-8036 FAX 0952-25-8039  
URL <http://harada-touki.net/>  
Eメール [touki@siren.ocn.ne.jp](mailto:touki@siren.ocn.ne.jp)  
\*\*\*\*\*

---

第1の倫理綱領

1. 使命  
不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。
2. 公正  
品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。
3. 研鑽  
専門分野の知識と技術の向上を図る。

---

## 第2の倫理綱領

### 第1章 綱領

(使命)

第1条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等並びに筆界特定の手続及び民間紛争解決手続の専門家として、これらの業務を適正に行うことにより、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを使命とする。

(公正誠実)

第2条 調査士は、その使命にかんがみ、業務を公正かつ誠実にを行う。

(品位の保持)

第3条 調査士は、その使命にかんがみ、常に人格の陶冶を図り、教養を高め品位の保持に努める。

(法令等の精通、遵守)

第4条 調査士は、法令を遵守し、実務に精通するとともに、自ら研鑽し、資質の向上を図るように努める。

(第5条以下省略)

---